

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人康龍会（以下「本会」という。）の定款第8条・第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、評議員及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- 1 役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- 2 役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、年1回の支給とする。
- (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表1 役員等の報酬

理事・監事・評議員 年額5,000円（税別）

別表2 役員等の退職手当の算定式

5,000円（税別）×在任年数（平成29年6月16日以前に就任している役員にも適用する。）